

議案第 17 号

**名張市中学校給食実施に係る民間活力導入可能性等調査業務プロ
ポーザル選定委員会設置要綱の制定について**

名張市中学校給食実施に係る民間活力導入可能性等調査業務プロポーザル選
定委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 4年12月 1日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市中学校給食実施に係る民間活力導入可能性等調査業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

1. 制定理由

健康増進や教育的側面に加えて、経済的支援の福祉的な側面等、様々な意義や重要性を有し、また、生徒に望ましい食生活のあり方を提供する手段として実施する中学校給食について、実施に係る適切な施設の整備・運営の方法の比較検討を行う調査業務を行おうとする者から選定された提案者の中から当該業務に最もふさわしい提案者を選定するための審査を行うため、名張市中学校給食実施に係る民間活力導入可能性等調査業務プロポーザル選定委員会を設置するものである。

2. 制定内容

名張市中学校給食実施に係る民間活力導入可能性等調査業務プロポーザル選定委員会の所掌事務、組織、委員の任期、会議の運営、委員の責務等を定める。

3. 施行期日

令和 年 月 日から施行する。

名張市中学校給食実施に係る民間活力導入可能性等調査業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中学校給食の実施について、適切な施設の整備及び運営の方法の比較検討を行う調査業務を行うに当たり、委託業者を厳正かつ公正に選考するため、名張市中学校給食実施に係る民間活力導入可能性等調査業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 提案書を採用するための基準(以下「採用基準」という。)の設定
- (2) 採用基準に基づく提案内容の審査

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、教育次長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、市の職員のうちから、名張市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、教育長に事業者の決定に係る報告の日をもって終了する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、審査に関係ある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第8条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく、独自性を確保した上で、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、事業提案に係る書類の作成に関与してはならない。
- 3 名張市教育委員会は、前項の規定に違反して、委員が事業提案に係る書類の作成に関

与したことが判明したときは、当該事業提案を選定しないものとし、当該委員の解任をするものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育総務室において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。